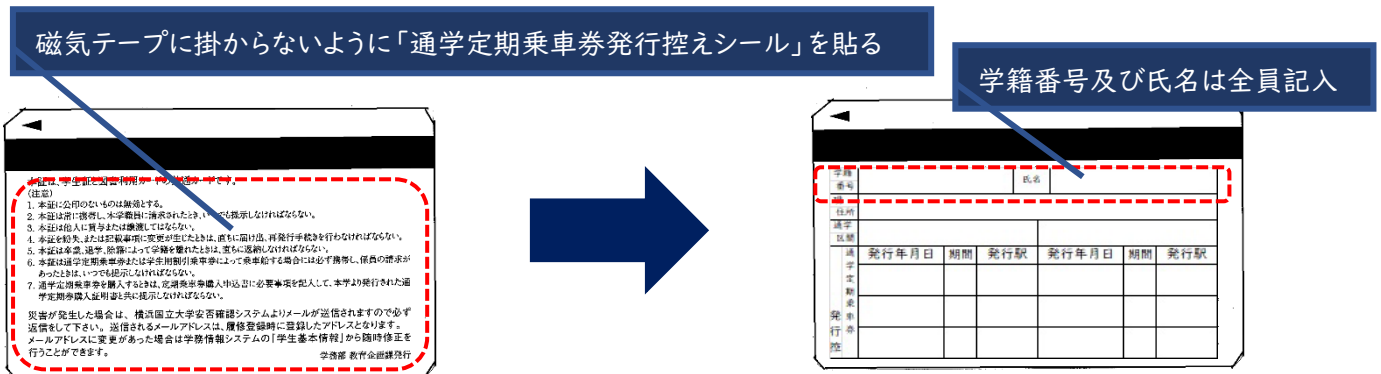


通学定期券について

【令和5年度以降入学生】

通学定期券購入の有無にかかわらず、令和5年度以降に入学するすべての正規生は、学生証裏面の磁気テープの下に、「通学定期乗車券発行控シール」を貼ってください。

「通学定期乗車券発行控シール」は剥がしたり、貼り直したりしないでください。



以下は、通学定期券購入希望者のみへのご案内となります。

通学定期券は、通学を目的とする場合に現住所から大学までの最短区間の購入ができます。通学定期券の購入希望者は、以下の説明をよく読み、目的やルールを正しく理解したうえで、適正な通学定期券を購入し、利用してください。

【通学定期乗車券発行控シールの記入・利用について】

- 記入には、黒ボールペンを使用してください。ラバー等で簡単に消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
- 通学定期券の購入希望者は、鉄道会社窓口等で通学定期券を購入する前までに、通学定期券についての下記説明をよく読み、通学定期券の購入は通学目的のみに限定されることや、通学定期券が認められる通学経路に関するルール等を正しく理解したうえで、大学へ届け出ている住所(※)、通学区間を記入し、鉄道会社の窓口等で、裏面に住所・通学区間を記入済みの学生証を提示して通学定期券購入手続きを行ってください。
※「大学へ届け出ている住所」とは、入学手続き時に届け出た学生本人の住所のことです。入学手続き時に住まいが決まっておらず「学籍登録カード」に記入できなかった場合は、履修登録時に学務情報システムで住所を登録してください。その後引越し等で住所変更があった場合は、教務企画課窓口(学生センター2階7番窓口)又はメール(メール(詳細は学務情報システム内『学生基本情報』ページを参照)で速やかに変更してください。

【通学定期券の購入目的、対象者について】

- 通学定期券は、通学を目的とする場合に限り、現住所最寄りの駅又はバス停 から 大学最寄りの駅又はバス停 までの最短区間の経路で購入ができます。
- 正規課程以外の学生(研究生・科目等履修生・特別聴講学生等)は通学定期券を購入できません。
- 大学まで徒歩圏内の住所の場合は、通学定期券を利用することはできません。

【著しく迂回となる経路について】以下の場合は、著しく迂回となる経路と考えられます。

- ・ 住所最寄駅が相鉄線の星川、和田町、上星川、西谷、鶴ヶ峰駅の方が横浜駅を最寄駅とすることや横浜駅を通

るルートを経路とすること

・羽沢横浜国大を通過して横浜駅を最寄駅とすること、横浜駅を通過して羽沢横浜国大駅を最寄駅とすること

【最寄駅について】

- 本学の最寄駅は、以下のとおりです。
 - ◇ 鉄道：三ツ沢上町、羽沢横浜国大、和田町、上星川
 - ◇ バス：本学内のバス停、岡沢町、釜台住宅第2、釜台住宅第1、ひじりが丘、横浜新道
- 横浜駅からバスを使う方のみ・・・横浜駅から本学までバスで通学する場合（著しく迂回とならない経路に限る）に限っては、横浜駅を通学定期券の最寄駅とすることができます。これは、横浜駅から本学最寄りのバス停までは複数のバス会社が運行していることや、運行本数から、横浜駅から本学最寄りのバス停までは特定のバス会社の定期券を購入することなくその都度バス乗車運賃を支払うことが可能のように設定しているものです。

【不正利用について】

大学へ届け出ている住所以外を学生証裏面シールに記入し、通学定期券を購入すること、アルバイトや就職活動等の通学以外の目的で通学定期券を購入すること、最寄駅もその先の駅と同じ料金だから、便利だからといった理由により最短区間以外で通学定期券を購入することは不正購入にあたります。不正利用は、罰金が科されたり、本学学則による懲戒処分の対象となったりするばかりか、本学の全学生に対する発行停止の措置がとられることもあります。学生であれば自由な目的で自由な区間の通学定期券の購入が認められているわけではありません。通学定期券購入のルールを正しく理解したうえで、適正な通学定期券を購入し、利用してください。

【通学経路変更の場合】【シールの通学定期券発行控欄が埋まった場合】【シールが汚損した場合】

学生証を持参のうえ、学生センター2階3番窓口で手続きしてください。

【学生証の再発行】【転居により住所が変更となった場合】

学生センター2階7番窓口で再発行/住所変更手続きをしてください。住所変更手続きはメールでも行えます（詳細は学務情報システム内『学生基本情報』ページを参照）。

【通学証明書】

多くのバス会社では、学生証及び適正に記入された学生証の裏面シールにより通学定期券を購入可能ですが、ごく稀に学生証のほかに「通学証明書」が必要な場合があります。通学証明書が必要となる場合は、学生センター2階3番窓口で申請してください。発行は、申請の翌々営業日の正午以降（例えば申請が月曜日であれば水曜日の正午以降、申請が金曜日であれば火曜日の正午以降）となります（申請と受取には学生証が必要となります）。

【通学定期乗車券発行控シール記入例】

学籍 番号	〇〇〇〇〇〇〇		氏名	〇〇 〇〇	
現 住所	神奈川県足柄下郡真鶴町〇〇〇				
通学 区間	真鶴－横浜		横浜駅西口－国大中央		
通 学 定 期 乗 車 券 発 行 控	発行年月日	期間	発行駅	発行年月日	期間

- ・「現住所」欄には、大学へ届け出ている住所を記入
- ・「通学区間」欄には、現住所最寄りの駅 から 大学最寄りの駅 を記入。鉄道とバスは分けて記入してください。

最寄駅と本学間の通学路、各門周辺は住宅が多くあります。通学の際は、近隣の方の生活環境に十分配慮し、横に広がらないよう歩く、静かに話す等、国大生として良識ある行動をお願いします。